

第11回資源循環型施設整備基本計画検討委員会 会議録

開催日時：2012年9月4日（火）13:30～16:00

開催場所：町田市役所 3階 3-1会議室

出席委員：（敬称略）

細見正明、藤倉まなみ、百武ひろ子、杉山昌弘、稲木健志、金田剛、高木康夫、
藤井修、佐藤正志、大谷公二、金子忠夫、小林美知、伊東和憲、富岡秀行、
高橋倫正、高橋清

傍聴者：9名

《次第》

開会

1. 第10回検討委員会及び第10回整備基本計画専門部会議事要旨と施設整備基本計画検討スケジュール
2. 市民意見の整理と今後の進め方（案）
3. 整備基本計画専門部会 各施設の検討結果（案）
4. 計画ごみ排出量・資源化量と計画施設規模の見直しについて

閉会

＜配布資料＞

資料1：第10回検討委員会及び第10回整備基本計画専門部会議事要旨と施設整備基本計画検討スケジュール

資料2：市民意見の整理と今後の進め方（案）

資料3：整備基本計画専門部会 各施設の検討結果（案）

資料4：計画ごみ排出量・資源化量と計画施設規模の見直しについて

参考資料1：市民から寄せられた意見

参考資料2：意見交換会で市が内容を確認し、後日お答えするとお約束したご質問と答え

参考資料3：京都カンポリサイクルプラザ バイオガス化施設の視察（報告）

第11回 資源循環型施設整備基本計画検討委員会議事録要旨

1. 開会

2. 第10回検討委員会及び第10回整備基本計画専門部会議事要旨と施設整備基本計画検討スケジュール

【施設整備基本計画検討スケジュールについて】

(事務局)

今後の検討スケジュールについて提案する。11月の段階では、候補地の配点が確定し、候補地の順位付けが終わっている。そのため、11月に開催予定の第13回検討委員会をもって、検討結果を市にご報告いただき、11月中に市で建設候補地を選定したいと考えている。また、12月の早い段階で、建設候補地周辺の市民の方々にご説明したいと考えている。翌年1月以降、施設の副次的機能等の検討を行なうことになっているが、この場では無く、委員会でご検討いただいた内容を取り上げて、建設候補地周辺の方々と協議したいと考えている。

(細見委員長)

事務局より提案があった検討スケジュールの提案についてまとめる。11月の第13回検討委員会をもって候補地の順位付けが終わるため、委員会は検討結果を市に報告する。その後、順位付けされた候補地の中から市が最終的に施設を建設する場所を選択する。施設の運営方式については市で決め、施設の副次的機能については候補地周辺の住民と協議し決める。したがって、11月の検討委員会をもって委員会は主要事項の検討を終え、1月以降に開催する検討委員会では報告書のとりまとめを中心とした議論を行うものとする。

【第10回検討委員会及び第10回整備基本計画専門部会議事要旨について】

(稲木委員)

資料1(第10回町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会の議事要旨)の2に「環境調査結果の情報公開やトラブル時に市民との協議の場を設けることについては、資源ごみ処理施設だけにあてはまる内容ではないため、全ての施設にあてはまる内容であることがわかるようにすること」とあるが、全ての施設とはどの施設を指しているのか。

(細見委員長)

熱回収施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設や、資源ごみ処理施設のそれぞれの施設である。

(富岡委員)

資料1の3ページ目にプラスチックの中間処理施設と記載されているが、プラスチックを梱包し圧縮する施設であるため、中間処理施設ではなく、具体的に圧縮梱包施設と記載を変更してほしい。

(田後施設建設担当部長)

中間処理施設という言い方は、最終処分では無い。例えば熱回収施設(焼却炉)も中間処理施設になる。プラスチックを資源化する上で、一般的に中間処理施設という言い方をしているので、資料では中間処理施設と記載している。

(細見委員長)

法律上は中間処理施設との表現が使われているが、それでは内容が分かりづらいため、中間処理施設(プラスチック圧縮梱包施設)と明記する。

【環境保全計画の作成と付帯機能の検討について】

(高橋(清)委員)

第11回整備基本計画専門部会で議題に挙がっている「環境保全計画の作成」と「付帯機能の検討」

とは、どのようなことを議論するのか。

(田後施設建設担当部長)

建設候補地選定専門部会と同じように、おおまかな造成費などを含んだ配置イメージ図を提示いたしますので、施設整備の面から環境保全のご検討をいただきたい。それから事務局の方で候補地周辺の方々との話し合いの中で、報告書を取りまとめさせていただくので、2、3月頃に、報告書の確認をさせていただきます。

(細見委員長)

もう一度、具体的に「環境保全計画」とはどのようなものか、それから「付帯機能の検討」とはどういうことか。

(高橋(清)委員)

今の話だと、題名が良くない。環境保全計画の話ではない。

(田後施設建設担当部長)

基本的に、「環境保全計画」とは実際にこのような施設ができた場合に、どういう操業をしていくか、そのときにどのような規制をかけて行くか、ということを検討であると解釈していた。実際に、「保全計画」とは候補地周辺の方々と話し合いの中で決めて行く部分もあるので、ここに書いてある「保全計画」とは一般的な話になるので、文言は修正させていただきたい。「施設の付帯機能」とは、環境学習の場等の廃棄物の処理以外のことを目的とした施設の副次的機能についてご検討いただくことを想定している。

(高橋(清)委員)

では、「環境保全計画」というのは削除してよいのではないか。

(細見先生)

削除でよいか。

(藤倉委員)

「環境保全計画の作成」と「施設の付帯機能の検討」について意見がある。市民との意見交換会後の8月21日に開催した第10回整備基本計画部会の時点では、市民意見が整理されていなかったもので議論できていない。今日、委員会として市民の方のご意見をいただいて、確認や方向性を考えたりと思うが、部会としても、市民意見を受けて環境保全の考え方や施設の付帯機能について市民意見を踏まえて検討する必要がある。そのために、環境保全計画の考え方について、再度部会で議論した上で最終報告書に反映する必要があると考えている。

(細見委員長)

藤倉委員の提案とおり、環境保全計画や施設の付帯機能は、10月に開催される整備基本計画専門部会で検討する。

【各評価項目の重み付け及び配点について】

(小林委員)

11月に開催される第13回検討委員会では、各候補地の配点結果及び順位付けされたものが提示されることとなったが、各評価項目の配点案は建設候補地選定専門部会の委員だけで検討し、部会が出された案を委員会で承認することになるのか。

(田後施設建設担当部長)

建設候補地選定専門部会の委員で各評価項目の配点案について検討し、各評価項目の配点及び順位付けされたものを11月の第13回検討委員会に提示することを考えている。

(細見委員長)

この件について百武委員は、いかがお考えか。

(百武委員)

次回の候補地選定専門部会で、評価項目の最終確認があるが、今日の委員会で、どういう決め方をしたらよいのかということを経験の中に入れていただいて、整備基本計画専門部会の方も含めて、委員の方全員から、各評価項目の重み付けや配点についてご意見をいただきたい。非常に重いテーマであるので、委員会で議論していただきたい。

(細見委員長)

百武委員が指摘されたことは、第12回検討委員会で議論したいと考えている。各評価項目の重み付けや配点については建設候補地選定専門部会で一度議論していただきたい。

(百武委員)

委員会の中で、各評価項目の重み付けや配点についてはこの方法だという事をオーソライズして頂けるといいと考えている。評価の方針が明確に決まっていなくても検討を進めることはよくないのではないかと。

(細見委員長)

個人的な意見であるが、例えばA方式、B方式のように2通りの評価方式の案を建設候補地選定専門部会で検討していただきたい。1方式しかなければそれを挙げていただいて委員会でどの評価方式で検討するのか議論した方がよい。

(百武委員)

項目の配点だけでなく、決め方自体も、建設候補地選定専門部会の方から提案してほしいということか。

(細見委員長)

そう考えている。

【市民意見の取り扱いについて】

(大谷委員)

9月12日、15日に下山田、上小山田の地区で、これまでの検討経過の住民説明会をやることになっているが、地元から相当厳しい意見が出るのが予想される。そのため、候補地の評価点だけでなく、地元の意見も取り上げて考慮した上で候補地選定を行わなければ、計画が実施できない可能性もある。

(細見委員長)

9月12日、15日に出された意見は、9月21日に開催される第9回建設候補地選定専門部会で検討しないのか。

(百武委員)

大谷委員のお気持ちもわかるが、これまで客観的に積み上げてきた項目を、特定の地域の意見だけ考慮して変えていくと、今まで意見募集・意見交換会を全市的に行ってきたことがどういう意味を持つのか、議論がまた逆戻りしてしまうのではないかと。いろんなご意見があると思うが、それを考慮してとなると、今までの議論やロジックが壊れてしまうので、お気持ちはわかるが、この委員会としてはできないことではないかと思う。決定した後の説明会ではもちろん強いご意見があると思うが、委員会としてはあくまでも今までの議論の組み立て方の中で、それも市民の方々に了承していただきながら積み重ねてきたものであり、委員会単独で決めたものではないので、このまま進めさせていただきたい。

(細見委員長)

9月21日に開催される第9回建設候補地選定専門部会では、市民意見を受けて、三次選定評価項目の見直しが議論されるため、9月12日、15日に出された意見も踏まえて検討してよいのではないかと。第9回建設候補地選定専門部会では、具体的にどのようなことを議論するのか。

(百武委員)

9月21日に開催される第9回建設候補地選定専門部会では、意見募集・意見交換会でいただいたご意見から、評価項目や配点をもう一度見直し検討することになっている。全市的にいただいた市民意見の募集の締め切りは8月10日という区切りがあり、項目に反映することならばいいのかもしれないが、どこか特定の地域がだめだとかいいということは議論の対象にならない。

(高橋(清)委員)

理屈を考えると百武委員の意見の通りであるが、建設候補地周辺に住む住民としては委員会で検討可能か不可能か別にして、一度意見を受け止めてほしいと考えている。

(小林委員)

9月12日、15日に開催する説明会は、どこが主催で、どここの話し合いなのかが問題だと思う。地元住民と検討委員会との意見交換会であれば出された意見について委員会で検討してもよいと思うが、それ以外のは区切りをつける必要がある。そうしなければ、今まで検討してきた建設候補地選定のプロセス等が崩れてしまう。これについて事務局はどう思うか。

(田後施設建設担当部長)

9月12日、15日に開催する説明会は、今まで委員会で検討してきた内容について、町内会自治会の中で下小山田地区・上小山田地区に、町田市が説明する場となっている。説明会で出たご意見については、検討委員会にご議論していただくのではなく、町田市に対してのご意見と受け止め、ただし、検討委員会にご報告はさせていただく。

(高橋(倫)委員)

市民意見の募集締め切りは8月10日となっていたが、締め切り以降の意見は対応しないのか。また、9月21日に開催される第9回建設候補地選定専門部会で大谷委員が委員として意見を出すことは可能なのか。

(細見委員長)

委員として意見を出すことは可能である。

(金田委員)

7月27日に町田リサイクル文化センターで開催した意見交換会では、市民の方からもっと多くの時間を確保してほしいとの意見が挙がっていた。そのため、募集締め切り期限以降にきた意見については市で対応し、フォローアップするような対応が必要ではないか。

(細見委員長)

金田委員の意見の通り、町田リサイクル文化センターで開催した意見交換会では、時間が足りないとの意見が挙がっていた。質問できなかった方々への対策として、意見メモという形で全ての意見を集約したはずである。とはいえ、意見募集期間以降に出された意見については無視するのではなく、市が説明会等を開催し、意見をまとめたものを委員会に参考資料として提出していただきたい。

(大谷委員)

廃棄物処理施設は必要不可欠な施設であり、委員として建設はだめだとは言い切れないが、しかし町内会としては受け入れられないという意見が多い。自治会としてどのようにとりまとめるか非常に難しい。下小山田や上小山田の住民は、40年間廃棄物を処理してきたという経緯があるため、とても神経質になっていると思う。そのため、地元住民の意見をどのように取り入れるか考えておかないと、仮に下小山田や上小山田での施設の建設が決まったとしても施設の建設は難しいと思う。

(百武委員)

委員会では、どこの候補地が良いのか、悪いのか明言することはできない。部会や委員会では、候補地の各評価項目の内容や配点しか決められない。「ここがいい、悪い」について、委員が意見を述べる

機会自体が無いしくみになっていることを、住民の方々にも理解していただきたい。

(小林委員)

私も町田リサイクル文化センター周辺の地元の委員として考えているが、どこに造ろうとも「危ない施設を造る」という意識は無い。整備基本計画専門部会の議論の中では、必要な施設をどのようにするか、また、現状よりもどれだけよくできるのか、今のままではなく、何十年も後の次の世代のときは規模の小さな施設で、いい状態で繋げるにはどうするかを検討しているのだと思う。この検討委員会は、今まで下小山田に全部ある廃棄物処理施設の分散化と町田市が言えなかったことを打ち出し、どこにつくろうとも安全に処理ができるよう検討しており、大変意義のあることである。

(細見委員長) スケジュール案にはいくつかの修正事項はあるが、評価項目については、第10回建設候補地選定専門部会の案を基に、11月の検討委員会で議論する。

3. 市民意見の整理と今後の進め方(案)

(藤倉委員)

資料2の1ページ目の2) 施設計画の運営主体の項目で確認したいことがある。備考の欄に「基本的な運営方式のメリットについて委員会の中でも少し検討していく予定にしている」と回答しているが、施設の運営方式についてPFI方式を活用した民間委託等、行政で対応を検討しているのであれば「行政が対応を検討する事項」に回答を加筆してほしい。

(細見委員長)

意見交換会で委員が発言された内容と現在対応している内容が異なる場合は修正する。そうしなければ誤解を招く恐れがある。また、他に修正すべき箇所がある場合は事務局に連絡すること。

(田後施設建設担当部長)

資料はホームページなどで公開されるので、各委員はご確認いただき、修正がある場合、1週間以内にご連絡いただきたい。

(細見委員長)

資料2の修正依頼は9月11日までとする。修正した内容をできるだけ早い時期にホームページに公開したいと思っている。そのため資料をホームページに公開する際の最終確認は委員長に一任していただく。

(高橋(清)委員)

この資料の中で、「当委員会での検討事項」で、多くの部分が、今後検討するような記載になっているが、部会や委員会で検討できる内容には時間的に限りがあるため、検討できる内容とできない内容を区別し記載すべきである。

(藤倉委員)

今後検討して答えが出るものと、ここまでは決めたが詳細は地元の方との協議で決めるものや、時間的な制約のため決められないものがあると思う。重要なことは、各意見に対する検討内容や、各意見に対して誠実に対応した結果を残しておくことである。むしろ、「当委員会(部会含む)での検討事項」や「行政が対応を検討する事項」の欄で空欄がないか確認した方がよい。

(高橋(清)委員)

藤倉委員の意見に賛成である。委員会で検討することは責任を持って検討していきたい。時間的制約で議論できない内容は、出来ない旨をきちんと記載すべきである。

(細見委員長)

事務局は、部会や委員会での議論の経緯や決定事項を踏まえ、意見に対する回答の時点更新を行う必要がある。1つ1つの意見に対して丁寧に答え誠意もって対応することが委員会の対応方針である。委員会の開催数も残り少ないが、可能な範囲で質問事項や市民意見について検討していきたいと考えてい

る。

(藤倉委員)

資料2の9ページ目の5) 交通状況についての搬出アクセスの項目の備考欄に、百武先生が「ご意見をぜひ参考にしていきたいと思う」と回答している箇所がある。「当委員会(部会含む)での検討事項」では、空欄になっているが、部会で検討すべき事項や検討した内容であれば回答を記載すべきである。

(事務局)

実際に部会で検討している内容であるため回答を記載する。

(稲木委員)

意見交換会に出席しての感想だが、南地区の意見交換会で、「この施設は安全で安心なのか」というご質問をされた。安全性はとても重要なことなので、たとえば、ガスホルダーの安全性など、住民に科学的にわかりやすく知らせる方法を考えるべきであると思った。

(藤井委員)

資料2の2ページ目の4) バイオガス化施設の規模の「行政が対応を検討する事項」に「委員会の議論の結果を丁寧に説明し、市民の不安や懸念の払拭に努める」とあるが、対応の内容が不明確であるため、どのような対応をとるのか分からない。この記載内容では市民が納得しないのではないか。

(田後施設建設担当部長)

藤井委員のご指摘のとおり、漠然としている回答については具体的な表現に改める。

(高橋(清)委員)

市民意見の中には、すでに検討した意見もあるため、各意見に対してどのような対応をとったのか明記すべきである。市民意見に対して回答してくれないとの意見を持っている住民もいるため、委員会できちんと対応していることが分かるように記載すべきである。

(細見委員長)

市民意見について、検討委員会でそれぞれどのように検討したのかということをもとめて、後日ホームページに掲載することとしたい。

4. 整備基本計画専門部会 各施設の検討結果(案)

【バイオガス化施設について】

(細見委員長)

資料3の承認をとるのは11月に開催する第13回検討委員会である。議論したい内容があれば意見を出していただきたい。

(高橋(清))

資料3の5ページ目の④「バイオガス化施設に投入する生ごみは、分別回収しない。」に記載されている内容を確認すると、生ごみの分別回収について全く議論していないことになっている。生ごみの分別回収については検討し、分別回収の難しさについて議論しているため、資料の補足説明の欄等に記載すべきではないか。

(細見委員長)

生ごみの分別回収は、他の自治体の事例を集めて議論している。資料3の5ページ目に記載されている内容では、全く議論していないように捉えられる恐れがあるため、議論したことが伝わるように記載すること。

(田後施設建設担当部長)

事務局としては、実際の分別回収の計画については議論していないことを記載したかったということだが、今、言われた内容で議論はしているので、議論した過程がわかるような内容を記載する。

(藤井委員)

バイオガス化施設は分散化しないと理由について、コストのことしか書かれていない。一番はじめに規模が小さいと自立運転できないと書いてあるが、25 トン以上でよいならば2箇所分散するならばどうなのかという話が出たときにどのような説明をするのか。分けるとどのような問題点が出てくるのか書かないと、コストだけだと、バイオガス化施設を造るとコストが高くなることはわかっているのだから、書き方を考えてください。

(細見委員長)

事務局はバイオガス化施設を分散化しない理由について加筆すること。

【資料の構成について】

(藤倉委員)

資料3の構成が分かりづらいため、資料3を最終報告書に反映させる場合は、以下の内容に留意する必要がある。

- 分散化の話が複数出てきており分かりづらい。例えば3ページ3.各ごみ資源化施設の処理方式の(1)熱回収施設や(2)バイオガス化施設で分散化の話が出ている。
- 資料の前段で施設の分散化に関する説明を記載するのではなく、各施設の施設概要に関する説明を資料の前段にした方が分かりやすい。
- 6ページ目の資源ごみ処理施設の説明は、有害ごみの処理方法だけの説明になっているため、施設概要等の説明を加筆すべきである。

(細見委員長)

藤倉委員のご指摘の通り、資料3を最終報告書に反映させる際は、資料の構成や内容を再度整理し資料の位置づけを明確化する。

(田後施設建設担当部長)

資料3は整備基本計画専門部会で検討した内容であるため、今回提示した資料3は、建設候補地選定専門部会の委員の方々がわかりやすいように作成したものである。最終報告書に反映させる場合は、別の形式でまとめる計画である。

【その他の事項について】

(富岡委員)

資料3の6ページ目の施設の付帯機能、利活用について要望がある。ごみ資源化施設だけではなく、熱回収施設やバイオガス化施設の付帯機能の具体的な内容について記載してほしい。

(細見委員長)

資源ごみ処理施設とごみ資源化施設では定義が異なる。ごみ資源化施設は、熱回収施設等も含まれているが、資源ごみ処理施設は熱回収施設等が含まれない。

(事務局)

資料3に、資源ごみ処理施設とごみ資源化施設の定義を加筆する。

(藤倉委員)

建設候補地選定専門部会の方に、整備基本計画専門部会の検討結果をお示しするという意味で、次の資料4には記載されているが、資料3に説明が抜けていたため補足して説明する。国会で小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)が成立したので、使用済小型電子機器等貯留場所を新たに設けている。また、製品プラスチックをリサイクルするために製品プラスチック貯留場所も新たに設けている。これらの施設は資源ごみ処理施設の一部に加えることになるが面積の変

更はない。市民意見交換会の時点ではまだはっきりしていなかったが、8月21日の整備基本計画専門部会で議論があったので、お伝えしておきたい。

(伊東委員)

資料3の2ページ目の(2)自主規制値の設定の文章に「自主規制値」を設定し、この値を最大値として超えないように操業」とあるが、表現が難解である。「最大値として」の文言を削除し、「自主規制値」を設定し、この値を超えないように操業」とした方がよいのではないかと。

(細見委員長)

「最大値として」の文言を削除する。また、この他に指摘を受けた事項については修正し、11月に開催する第13回検討委員会では(案)を外すよう検討する。

5. 計画ごみ排出量・資源化量と計画施設規模の見直しについて

〔バイオガス化施設の物質収支について〕

(藤井委員)

質問は2点ある。1点目は、脱水汚泥量の計算を熱回収設備の稼働率を用い19.3t/日となっているが、同じような方法で発酵残さの計算を行うと50t/日を超えてしまうのではないかと。2点目は、バイオガス化施設の稼働日数を365日で計算されていると思うが、施設の稼働を停止することは考慮していないのかということ。例えば5年に1回でも定期修繕すれば、1回の定期修繕で6カ月かかるという話もあった。5年に1回にしても、年間の10%止まる計算になる。それと、物質収支の数字を見て疑問に思ったのだが、発酵槽に120トン/日(湿状態)流入するという計算で、比重の考え方にもよるが、滞留時間を30日で計算すると、発酵槽の大きさは3600m³くらいとなり、巨大なものになる。本当にありうるのか、物質収支の整理をお願いしたい。

(高橋(清)委員)

まず1点目、破碎選別ミキサーにかけるのは50トンだけではないのか。そこで選別されてプラスチック等異物は落ちるのではないかと。これはどのように計算しているのか。2点目に、脱水汚泥量のところだけ施設の稼働率を用い計算していると思うが、それでは物質収支として成立しなくなるのではないかと。それから、最終的に、バイオガス化施設を造って、我々は何%の生ごみをガスに変えて有効利用したという説明ができるのか。9割なのか6割なのか、どちらを公式的に言うべきかと。

(事務局)

施設規模について検討する際は、熱回収施設に送られる水処理脱水汚泥量を考慮する必要がある。また、施設の稼働率や調整稼働率を見込んだ上で施設規模を検討しなければ、廃棄物を処理する余裕がなくなる。そのため、施設の稼働率や調整稼働率を見込んで施設規模を検討している。

(高橋(清)委員)

マテリアルバランス(物質収支)の話をしているのに、なぜ施設規模が出てくるのか理解できない。施設規模は別の話ではないのか。

(藤倉委員)

事務局の説明が分かりづらいため補足説明する。物質収支(湿重量)として、水処理脱水汚泥の量は14.2tである。水処理汚泥脱水量を19.3tと記載しているのは、資料4「計画ごみ排出量・資源化量と計画施設規模の見直しについて」で、発酵ろ液を処理する際に発生する汚泥量が19t/日になるため記載していると思われる。つまり、施設規模を見積もる際は14.2tではなく19.3tになるということ事務局は説明したかったと思われる。当然、発酵残さの29.8トンについても、調整稼働率を見込んで物質収支の計算を行っているということである。

(細見委員長)

藤倉委員からわかりやすく説明いただき、ご理解いただけたと思う。なお、バイオガス化施設による生ごみの有効利用の割合は9割なのか6割なのか、ウェットベース(湿物重量)とドライベース(乾物

重量) のどちらで物質収支の議論をするのか、次回の部会または委員会までの宿題とする。

〔災害廃棄物の処理を考慮した場合の施設規模の見直しについて〕

(藤倉委員)

熱回収施設は災害廃棄物を処理する量を考慮したため、施設規模が大きくなっている。不燃・粗大ごみ処理施設も同様に、災害廃棄物を処理することを考慮し施設規模を大きくする必要があるのではないか。

(田後施設建設担当部長)

災害廃棄物の処理に伴い、不燃・粗大ごみ処理施設も施設規模が拡大することが予測されるため東京都が見直しを行っている。現時点では熱回収施設の災害廃棄物の処理量しか把握できない状況である。そのため、東京都が見直した結果を受けて適宜、施設規模を見直すこともあり得る。

(細見委員長)

資料4の「計画ごみ排出量・資源化量と計画施設規模の見直しについて」は委員会で承認を得たものとする。各施設の規模については、災害廃棄物の処理量の見直しも考えられるため、必要に応じて修正していくこととする。

5. 事務連絡

次回の部会及び委員会の開催日程を以下に列記する。

■第9回建設候補地選定専門部会

日時：9月21日 13時30分～15時30分

場所：町田市役所 3階 第3-2会議室

■第10回建設候補地選定専門部会(追加)

日時：10月4日 15時00分～17時00分

場所：町田市役所 3階 第3-1会議室

■第12回検討委員会

日時：10月4日 17時30分～20時30分

場所：町田市役所 3階 第3-1会議室

■第11回整備基本計画専門部会

日時：10月15日 14時～17時

場所：町田市役所 3階 第3-2会議室

■第11回建設候補地選定専門部会

日時：10月25日 14時～16時

場所：町田市役所 4階 政策会議室

■第13回検討委員会

日時：11月22日 17時～20時

6. 閉会